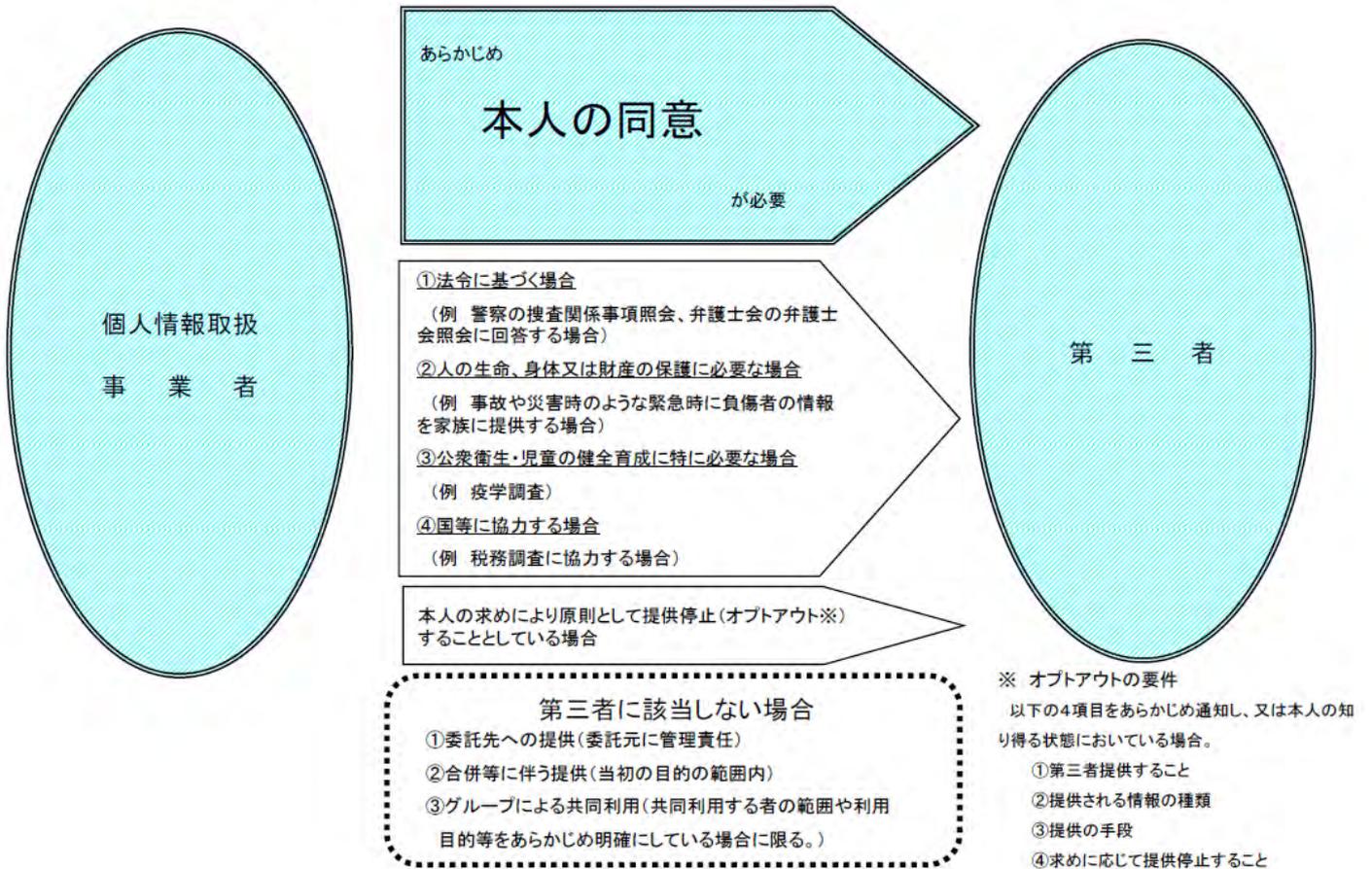


(2)④-1 個人データの第三者提供の制限



(2)④-2 本人の求めによる提供停止(オプトアウト)の仕組みについて

①具体的事例

- 住宅地図業者(表札を調べて住宅地図を作成し、販売(不特定多数への第三者提供))
- データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売) など

②要件

- 本人の求めに応じて、個人データの第三者提供を停止すること。
- 以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていること。
  - ・ 第三者提供すること
  - ・ 個人データの内容、提供方法
  - ・ 本人の求めにより第三者提供を停止すること

③効果

②の要件を満たしている場合に限り、本人の同意がなくても第三者提供を容認

(2)④-3 第三者に該当しない場合

○委託先への提供(第1号)

(例)○データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合

○百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合 など

(※)個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。

○合併等に伴う提供(第2号)

(例)○合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合

○営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合

(※)譲渡後も、個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

○グループによる共同利用(第3号)

(例)○観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合

(※)共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(2)⑤ 保有個人データへの本人の関与の仕組み

個人情報取扱事業者

保有個人データ(個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示等を行う権限を有し、6ヶ月以上にわたって利用するもの)

利用目的の通知(第24条第2項)

どのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

開示(第25条第1項)

原則として、本人に、書面又は本人が同意した方法により開示しなければならない。  
(開示しないことができる場合の例)

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 など

訂正等(第26条第1項)

内容が事実でないときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正等を行わなければならない。

利用停止等(第27条第1項、第2項)

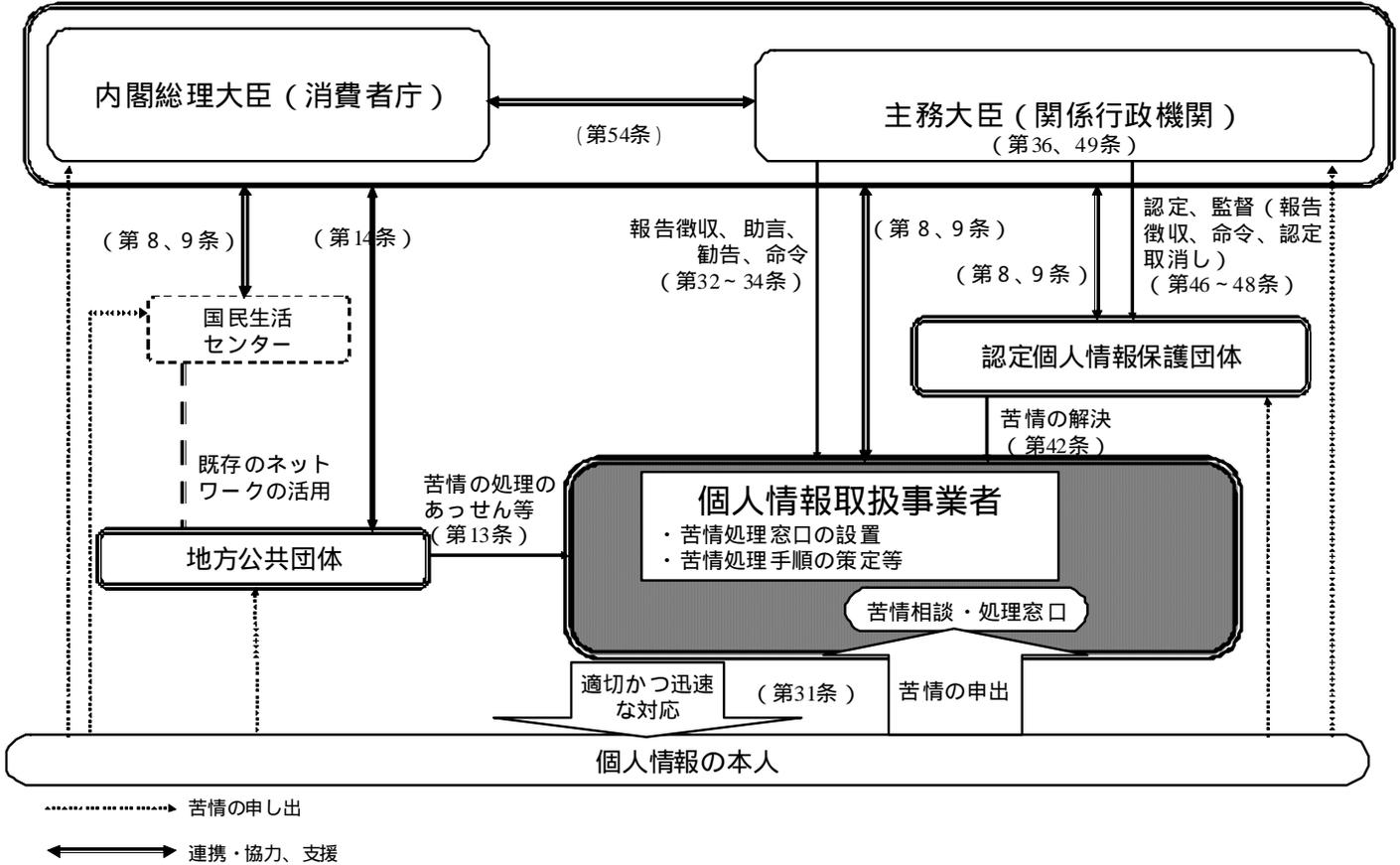
- ① 利用目的による制限、② 適正な取得、③ 第三者提供の制限に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。

※開示等の求めは、法定代理人又は本人が委任した代理人によりすることができる。

本人

求め(※)

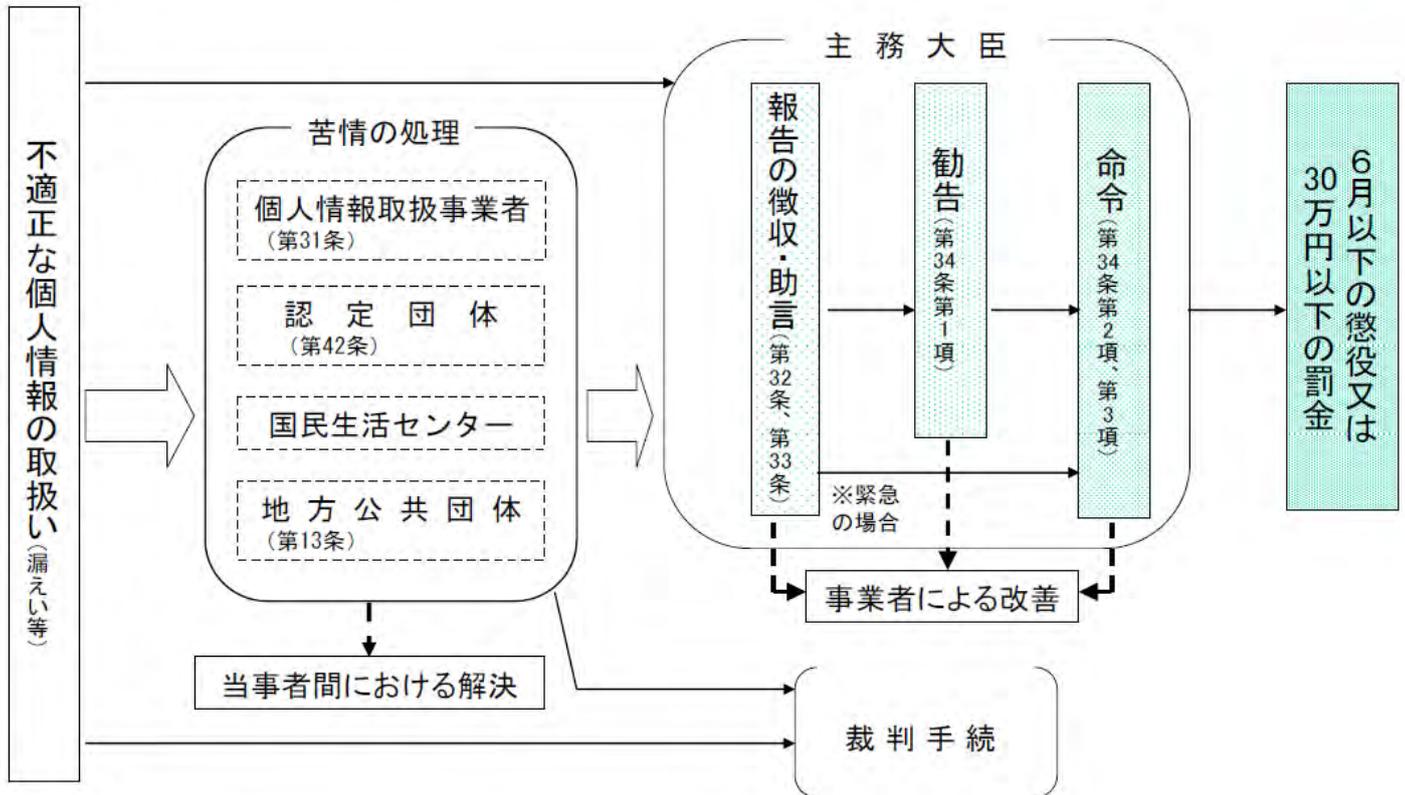
(2) -1 本人との間に生じた苦情の処理の仕組み



(2)⑥-2 認定個人情報保護団体の仕組み

1 目的	個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援すること。
2 認定の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施方法が定められていること。(第39条第1号)</li> <li>② 業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。(第39条第2号)</li> <li>③ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。(第39条第3号)</li> </ul>
3 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理(第37条第1項第1号)</li> <li>② 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(第37条第1項第2号)</li> <li>③ その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(第37条第1項第3号)</li> </ul>
4 認定団体の信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)</li> <li>・ 名称の使用制限(第45条)</li> <li>・ 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)</li> </ul>
5 認定の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人⇒一定レベルの公正かつ迅速な苦情処理が受けられる。</li> <li>・ 個人情報取扱事業者⇒ 適正な事業者として国民から一定の信頼を得ることができる。</li> </ul>

(2)⑦ 実効性担保の仕組み



「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更 （平成20年4月25日閣議決定） の主な内容

「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」  
(平成19年6月29日国民生活審議会)

いわゆる「過剰反応」

「個人情報保護法については、現在でも少なからず誤解が見られる状況にあり、これがいわゆる「過剰反応」の大きな原因となっている。このため、まずは、政府において、基本方針の見直し。ガイドラインやその解説の必要に応じた見直し、同法の具体的な内容の広報啓発等、本取りまとめで指摘した諸施策の実施に向け、最大限の努力をすることが強く求められる。」

国際的な取組への対応

「OECD、APEC、EU等で進められている取組を踏まえ、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の個人情報保護制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。」

プライバシーポリシー等

「プライバシーポリシー等において、  
・本人から求めがあった場合は、原則として自主的に利用停止等に応じることを明記している事業者  
・委託に関する事項(委託の有無、委託する事務の内容等)を明記している事業者  
・顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すこと等を行っている事業者  
・取得元、取得源の種類や取得経緯といった個人情報の取得方法をあらかじめ可能な限り具体的に明記している事業者  
も見られることから、個人の権利利益保護の観点からも、こうした取組も参考とすべきであり、このような取組を促進するため、基本方針の見直し等、所要の措置を講じる必要がある。」

安全管理措置の程度

「市販されているもの等、広く頒布されている名簿等は、事業者が保有していても個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられるとともに、事業者の現実的な管理可能性を踏まえる必要があり、今後、次のような対応が考えられる。  
○個人データの安全管理については、個人情報保護法上、「必要かつ適切な」措置を講じなければならないとされていることから、基本方針の見直し等により、広く頒布されている名簿等に求められる安全管理措置の程度等の問題として整理する。」

おわりに

○ いわゆる「過剰反応」の原因である法の誤解等を解くため、政府は最大限の努力。  
○ 国民生活審議会は、毎年度の法の施行状況のフォローアップにおいて、「過剰反応」対策の効果、国際的課題等を取り巻く状況を見極め、法改正の必要性も含め更なる措置を検討。

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)  
【一部変更】 <主なもの>

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る個人情報保護法の趣旨を踏まえ、事業者の適切な取組を推進し、国民生活の利便性向上に資する内容を充実!

いわゆる「過剰反応」

いわゆる「過剰反応」を明記の上、積極的な広報・啓発活動に取り組むことを宣言。また、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いについて、法律・条例の適切な解釈・運用を明記。

国際的な取組への対応

OECD、APEC、EU等で進められている国境を越えた取組を踏まえ、我が国として必要な対応を検討。

プライバシーポリシー等

消費者等、本人の権利利益の一層の保護の観点から以下の点を考慮した記述を盛り込むことも重要と指摘。  
○ 保有個人データの自主的な利用停止等  
○ 委託処理の透明化  
○ 利用目的の明確化  
○ 取得元、取得源等をできる限り具体化

安全管理措置の程度

例えば市販名簿については、シュレッダー処理しなくても、安全管理措置義務違反にならないとすることができる旨明記。

国民生活審議会の役割

国民生活審議会は引き続き法のフォローアップを行う。